

世田谷区軟式野球連盟規約



第1章 名称及び事務所

第1条 この連盟は世田谷区軟式野球連盟(以下、「本連盟」という)と称し、公益財団法人東京都軟式野球連盟(以下、「東京都軟式野球連盟」という)世田谷支部とする。
英文表記は Setagayaku Baseball League(略称:S.B.B.L.)とする。

第2条 本連盟は理事長宅に事務所を設置する。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を区民全般に普及し、その健全な発展ならびに地域住民との交流を通じ地域文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 世田谷区における野球大会の主催及び後援
2. 軟式野球の普及・発展ならびに技術向上に関する指導研究
3. 公認野球規則の普及・徹底および審判員の技術向上に関する指導研究
4. 軟式野球施設の拡充に関する事項
5. 機関紙その他必要な刊行物の発行
6. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 会員

第5条 本連盟の会員は、役員及び審判員、一般・壮年チーム、少年学童チームとする。
監督、コーチ、選手は東京都内・外を問わず他のチームに登録することはできない。
会員は、第6条に定める条件を具備し、東京都軟式野球連盟に登録するものとする。

第6条 会員は東京都軟式野球連盟規程により、東京都内あるいは東京都に隣接する4県に在住または在勤・在学する者によって編成されるチームとする。

一般:15歳以上(中学生を除く)の者によって編成されるチーム

壮年:4月1日現在40歳以上の者によって編成されるチーム

少年:中学生によって編成されるチーム

学童:小学生によって編成されるチーム

第8条及び第9条に定める責任者は原則として世田谷区内に在住または在勤する者に限る。

この条は、東京都軟式野球連盟規程が改正された場合、本連盟はその規程に準ずるものとする。

第7条 会員として、一般部チームは以下の条件を具備しなければならない。

一般部チームはプロ野球選手として登録された者及び学生野球の現役選手(硬式、軟式)として登録されている者を除く者により編成し、以下のいずれか一つに該当するチームをいう。

一、職域チーム:官公庁、会社、商店、工場等で同一職場に勤務する者により編成されるチーム

一、地域チーム(クラブチーム):第6条に定める者により編成されるチーム

一、学生チーム:第6条に定める者により編成される学生チーム

第8条 一般部チームは、責任者1名、監督1名、主将1名のスタッフをチーム内に置き、10名以上100名以内の競技者(女子も可)によって登録・編成されなければならない。

責任者、監督は競技者との兼任を可能とし、また責任者と監督は同一人であっても構わない。

但し、責任者・監督は成人でなければならない。

第9条 少年学童部チームは、責任者1名、監督1名、コーチ2名以内と競技者10名以上100名以内(女子も可)によって登録・編成されなければならない。

責任者及び監督・コーチは成人でなければならない。

監督またはコーチが責任者を兼務することができる。

第4章 加盟及び脱会

第10条 会員となるチームは、本連盟の定める登録申込書の提出と会費の支払いを行う。

第11条 会員は登録事項に変更が生じた時は、本連盟にその旨を届出なければならない。

第12条 会員の登録は毎年度初めに行い、手続き完了とともにその年度の会員資格を取得する。

年度初めに登録できなかった場合は、各大会の主将会議・代表者会議前に第9条の手続きを行えば、その年度の会員資格を取得することができる。

第13条 会員は以下の各号の一つに該当する時は、その資格を喪失する。

1. 第5条から第9条に定める条件を具備しなくなり、本連盟が不適格と認めた時
2. 自ら脱会の意を表明した時
3. 除名の処置をとられた時

第5章 役員

第14条 本連盟に下記の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| 一、会長 | 1名 |
| 一、副会長 | 若干名 |
| 一、顧問、参与 | 若干名 |
| 一、理事長 | 1名 |
| 一、副理事長 | 若干名 |
| 一、監事 | 2名以上 |
| 一、理事 | 若干名 |
| 一、評議員 | 若干名 |

第15条 会長、副会長は評議員会で推挙する。

会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第16条 理事は評議員会において選出し、会長が委嘱する。
理事は理事会を構成し、職務を執行する。

第17条 理事はその互選により理事長、副理事長を選出する。
理事長は理事会を代表し、会務を執行する。
理事長は会長、副会長に事故ある時はその職務を代行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
理事長は緊急を要する事項で理事会に諮ることができない時は、これを執行することができる。この場合は、次の理事会の承認を得る必要がある。

第18条 評議員は加盟チーム会員と審判部員より若干名を選出し、会長が委嘱する。

第19条 監事は評議員会において選出し、会長が委嘱する。
監事は会計を監査する。

第20条 顧問、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
顧問、参与は必要に応じて会長・理事長の諮問に応じる。

第21条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を執行する。

第22条 役員が任期途中で退任または欠員となった場合、後任を選出することができる。
後任の任期は前任の残任期間とする。

第23条 現任役員の任期途中において新たに役員が選出された場合、その役員の任期満了は現任役員と同じとする。

第6章 会 議

第24条 本連盟の会議は、評議員会、理事会とする。

第25条 評議員会は毎年1回定期に開催する。会長が招集しその議長となる。
但し、会長が認めた時は臨時に招集することができる
尚、評議員会に出席できない評議員は、委任状を会長宛に提出しなければならない。

第26条 評議員会は評議員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

但し、同一議事について再度招集された時はこの限りでない。

第27条 評議員会の議事は出席した評議員と委任状の過半数をもって決する。

可否同数の時は議長がこれを決する。

第28条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。

理事会に出席できない理事は、委任状を理事長宛に提出しなければならない。

第29条 理事会の議事は出席した理事と委任状の過半数をもって決する。

可否同数の時は議長がこれを決する。

第7章 会 計

第30条 会員は本連盟の定める会費を納入する。

第31条 本連盟の経費は以下に掲げるもので支弁する。

一、会費

一、事業収入

一、寄付金

一、その他の収入

第32条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第33条 本連盟に以下の会計担当を置く。

一、財務部長 1名

一、財務担当 若干名

理事長は財務部長及び財務担当を理事から選出し、その職務を委嘱する。

財務部長は財務担当を兼務することができる。

第34条 財務部長は毎会計年度の予算を編成し、会長、理事長に報告しなければならない。

財務部長は決算書および証書類を監事の審査に付し、その結果を会長、理事長に報告しなければならない。

会長、理事長は決算ならびに予算について評議員会の承認を得なければならない。

第8章 専門委員会

第35条 本連盟の事業遂行のため理事会は各種の専門委員会を設けることができる。

専門委員会に関する規定は理事会が定める。

第9章 規律

第36条 役員もしくは会員が本連盟の諸規定に違反したり、本連盟の品位を著しく汚す行為があった場合、会長あるいは理事長が規律委員会を招集し、会長あるいは理事長が議長となる。

第37条 規律委員会は理事、評議員若干名(違反等の当事者は除く)で構成し、当事者およびその関係者から事前に状況確認・調査した上で権利の停止処分、もしくは除名処分を行うことができる。

第10章 規約の変更

第38条 本規約は、評議員会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

第11章 付則

第39条 本規約の施行について必要な事項の細目は理事会が定める。

第40条 この規約において特に定めのないものについては、公益財団法人全日本軟式野球連盟規程および東京都軟式野球連盟規程に準ずる。

2015年2月 7日	規約全面改正
2017年2月 4日	一部改正
2020年1月26日	一部改正
2021年3月 1日	一部改正
2023年1月21日	一部改正